

子ども・子育て支援新制度において札幌市が条例で定める基準案について

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度において、札幌市が条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準その他の基準については、**国が示す基準を基本ととらえ、保育の質を確保するために必要と判断される基準については、国基準に上乘せを行います。**

この資料では、主な項目の基準を掲載しますが、**それ以外の項目については、国基準どおりとします。**

ただし、現在既に存在する幼保連携型認定こども園の設備の基準については、現行の基準を特例として認めます。

2 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案

	国基準案	札幌市基準案	説明
保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は幼稚園の面積基準を満たすこと。【1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増】 ※ 既存の保育所からの移行特例あり。 ○ 各居室の面積は保育所基準【乳児室:1.65㎡/人、ほふく室:3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室:1.98㎡/人】を満たすこと。 ※ 既存の幼稚園からの移行特例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 園舎の面積は国基準案と同様 <input type="checkbox"/> 乳児室の面積は札幌市の保育所基準【3.3㎡以上/人】と同様 <input type="checkbox"/> その他の居室の面積は国基準案と同様 	ほふくを開始するのかの判断を適切に行うことは困難であると判断されることから、入所児童の安全を確保するため、現行の札幌市の保育所基準と同様、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人当たり3.3㎡以上とする上乘せを行います。
提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供を求めるのは、2号及び3号認定の子どもとする。 ○ 1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断とする。 	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
食事方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもは、保育所の要件を満たす場合に外部搬入が可 ○ 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は公立も含め不可 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1号認定の子どもに食事を提供する場合は自園調理 ※ 既存の幼稚園からの移行特例⇒栄養士を配置し保育所の要件を満たす場合に外部搬入を認める。 <input type="checkbox"/> 2号及び3号認定の子どもに対する食事の提供は外部搬入不可 <input type="checkbox"/> 1号～3号認定の子どもに対する給食の外部委託は、札幌市の保育所基準と同様に、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に可 	1号認定の子どもへ食事を提供する場合に自園調理を義務付けする上乘せを行います。 ただし、札幌市では当該認定こども園の設置推進を図っていくため、既存の幼稚園から移行する場合には、特例的に、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、食事の外部搬入を認めます。

		国基準案	札幌市基準案	説明
園庭	設置・面積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置 ○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置 ○ 面積基準は以下の面積以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の幼児に係る面積は幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積 ・ 満2歳の幼児は保育所基準の面積 ※ 既存の保育所及び幼稚園からの移行特例あり。 幼稚園【1学級:330 m ² 、2学級:360 m ² 、3学級:400 m ² 、4学級以上:1学級につき80 m ² 増】 保育所【満2歳以上の幼児1人につき3.3 m ² 以上】	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	園庭の面積に関する国基準については、国の基本的な考え方とおり、幼稚園と保育所の基準の高い水準を引き継いでおり、現行の質が確保されることから、国基準どおりとします。
	代替地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替地の面積参入は不可。 ※ 既存の保育所及び幼稚園からの移行特例あり。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋上の面積参入は原則不可 ○ ただし、一定の要件(保育所の要件以上)を満たす場合は、原則に対する例外的取扱いとして、屋上の面積算入を認める。 ※ 既存の保育所及び幼稚園からの移行特例あり。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	屋上の面積算入は原則不可としており、一定要件を満たす場合に特例的に認めるものです。
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。 ○ 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭を1人置かなければならない(特別な事情があるときは、学級数の1/3の範囲内で専任の助教諭又は講師による代替も可)。 ○ 1学級の幼児数は35人以下を原則とする。 ※ 具体的な職員配置基準は、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら公定価格の議論において検討する。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	国が今後示す職員配置基準は、現在の幼稚園又は保育所の基準と同等以上となることが見込まれるため、保育の質は確保できると考えられることから、国基準どおりとします。	

3 地域型保育事業の設備及び運営の基準案

(1) 小規模保育事業の設備及び運営の基準案

	型	国基準案	札幌市基準案	説明
面積	A型	○ 乳児室又はほふく室【0・1歳児1人につき3.3㎡以上】 ○ 保育室【2歳児1人につき1.98㎡以上】 ○ 屋外遊戯場【2歳児1人につき3.3㎡以上】	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	A型及びB型は、現行の札幌市の保育所基準と同様、また、C型は現行の札幌市の家庭的保育事業の基準と同様であり、保育の質が確保されると考えられることから、国基準どおりとします。
	B型	同上	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
	C型	○ 0～2歳児1人につき3.3㎡以上	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
食事の提供	A型	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託が可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様。ただし、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に外部委託を可	栄養士又は管理栄養士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認める上乗せを行います。
	B型	同上	同上	
	C型	同上	同上	
職員配置	A型	○ 0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人のほかに+1人	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	現行の札幌市の保育所基準と同等以上で、保育の質が確保されると考えられることから、国基準どおりとします。
	B型	同上	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
	C型	○ 0～2歳児3人につき1人(補助者を置く場合は5人につき2人)	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
資格割合	A型	○ すべて保育士 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を1人に限り、保育士とみなすことができる。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	札幌市の補助事業として保育を実施しているさっぽろ保育ルームB型の基準は保育士割合を2/3以上としており、一定の質が確保された保育を実施できていると判断されることから、保育士割合を2/3以上とする上乗せを行います。
	B型	○ 保育士1/2以上 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を1人に限り、保育士とみなすことができる。 ※ 保育士比率が上昇した場合(3/4となった場合等)公定価格を段階的に引き上げる仕組みを検討 ※ 保育士以外には必要な研修を実施	<input type="checkbox"/> 保育士2/3以上 ※は国基準案と同様	
	C型	○ 家庭的保育者(+家庭的保育補助者) ※ 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	<input type="checkbox"/> 家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士	

(2) 家庭的保育事業の設備及び運営の基準案

	国基準案	札幌市基準案	説明
面積	○ 0～2歳児1人につき3.3㎡以上	□ 国基準案と同様	現行事業の基準と同様で、保育の質が確保されると考えられることから、国基準どおりとします。
食事の提供	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託を可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※ 自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの経過措置あり。	□ 国基準案と同様。ただし、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に外部委託を可	栄養士又は管理栄養士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認める上乗せを行います。
職員配置	○ 0～2歳児3人につき1人(補助者を置く場合は5人につき2人)	□ 国基準案と同様	現行事業の基準と同様で、保育の質が確保されると考えられることから、国基準どおりとします。
従事者	○ 家庭的保育者(+家庭的保育補助者) ※ 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	□ 家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士(+家庭的保育補助者)	家庭的保育者は、より高い保育の質を確保するため、現行事業の基準と同様、必要な研修を修了した保育士とする上乗せを行います。

(3) 事業所内保育事業の設備及び運営の基準案

	定員	国基準案	札幌市基準案	説明
面積	20名以上	○ 保育所と同様【乳児室:1.65㎡/人、ほふく室:3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室:1.98㎡/人、屋外遊戯場:3.3㎡/人(付近の代替地可)】	<input type="checkbox"/> 乳児室の面積は札幌市の保育所基準【3.3㎡以上/人】と同様 <input type="checkbox"/> その他の居室の面積は国基準案と同様	上記の幼保連携型認定こども園の基準案と同様、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人当たり3.3㎡以上とする上乘せを行います。それ以外のほふく室及び保育室の面積、又、定員19名以下の乳児室、ほふく室及び保育室については、小規模保育事業の基準案と同様、国基準どおりとします
	19名以下	○ 乳児室及びほふく室:3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室:1.98㎡/人、屋外遊戯場:3.3㎡/人(付近の代替地可)	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
食事の提供	20名以上	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託を可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※ 自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの経過措置あり。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様。ただし、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に外部委託を可	栄養士又は管理栄養士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認める上乘せを行います。
	19名以下	同上	同上	
職員配置	20名以上	○ 保育所と同様【保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人。ただし、常時2人以上】	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	現行の札幌市の保育所基準と同等以上で、保育の質が確保されると考えられることから、国基準どおりとします。
	19名以下	○ 0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人のほかに+1人	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
資格割合	20名以上	○ 保育所と同様	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	小規模保育事業との整合性を図る必要があることから、国基準どおりとします。
	19名以下	○ 小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていく。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	

(4) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営の基準案

	国基準案	札幌市基準案	説明
食事の提供	○ 訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本となると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	国基準に基づき、居宅訪問型保育事業の公定価格が決定されることを踏まえ、国基準どおりとします。
職員数	○ 0～2歳児1人につき1人	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	
資格割合	○ 必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	<input type="checkbox"/> 国基準案と同様	

4 施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準案

(1) 子ども・子育て会議基準案について

国基準どおりとします。

(2) 国基準どおりとする理由

平成26年2月18日現在で国から運営基準の具体的な案は示されておりませんが、国が基準に規定する内容として検討されている項目（下表）については、児童の保育環境を直接的に決定するものではないこともあり、国基準を最低基準として基準を定めることで、保育の質を確保することができると考えられることから、当該基準については国基準どおりとします。

【運営基準の主な検討事項（案）について】

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 ・ 手続きの説明、同意、契約 ・ 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・ 子どもの心身の状況の把握 ・ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・ 特別利用保育 ・ 特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の目的 ・ 運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・ 秘密保持、個人情報保護 ・ 非常災害対策、衛生管理 ・ 事故防止及び事故発生時の対応 ・ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・ 苦情処理 ・ 会計処理（会計処理基準、区分経理、用途制限等） ・ 記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）